

令和5年6月27日
ナブテスコグループ健康保険組合
理事長 伊集院 正二

組合規約の一部改訂の件

ナブテスコグループ健康保険組合の規約を一部変更しましたので、公告します。

記

厚生労働省制定の「健康保険組規約例」の第59条2項に記載されている介護保険料の負担割合（事業主と被保険者）が、当組規約に未記載であったため、同項を追記する。

・第45条・・・2項に事業主と被保険者の介護保険料額の負担割合を明記する。

（新旧対象表：参照）

以上

規約 新旧条文対照表

新	旧
第1条～第44条 略	第1条～第44条 略
第45条 1項 略	第45条 1項 略
第45条の2 介護保険料の負担割合は事業主、被保険者各折半とする。	
第45条の3 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る）に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。	第45条の2 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る）に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。
第46条～第66条 略	第46条～第66条 略

附 則

この規約は、令和5年6月27日から施行する。

以上